

東京工芸大学著作物の取り扱いに関する基本方針

平成28年4月1日

学長裁定

「学校法人東京工芸大学知的財産に関する基本方針」に基づき、東京工芸大学（以下「本学」という。）における著作物の取り扱いに関する方針を以下に定める。

1. 著作物の範囲

本基本方針が対象とする著作物は、わが国著作権法が対象とする著作物であり、そのうち本学での教員や学生が制作した著作物及び本学が第三者に委託して創出される著作物とする。

2. 著作物の創作活動への支援

本学の教育研究活動の中で教員や学生が優れた著作物の創作活動に携わり、その利用が推進できるよう著作物の制作や利用に関する環境整備を行うこととする。

3. 著作者の権利と著作権の尊重

教員や学生が制作した著作物については、著作者と著作権者の諸権利について尊重し、適切な取り扱いが図れるよう努めることとする。

4. 著作物の管理・活用の推進

教員や学生が制作した著作物を社会に広く公表することにより本学における著作物の創作活動の活性化を図り、社会文化の進展に貢献するよう努めると共にその適正な管理に努めることとする。

5. 基本方針の運用基準

著作物の取り扱いに関しての学内運用は、メディアコンテンツ委員会において運用基準を定め推進することとする。

6. その他

- 1) 本基本方針の改廃は、学長が行う。
- 2) 本基本方針は、平成28年4月1日から実施する。

以上